

産業廃棄物収集運搬業許可申請

株式会社総合税経センター
行政書士法人あさひ法務

産業廃棄物収集運搬業許可

概要説明

① 産業廃棄物を、排出業者から委託を受けて収集し処分場等へ搬入する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受ける必要があります。

1、産廃の許可は1県1許可が原則です。

したがって千葉県内で出た産廃を千葉県内の処分場に運ぶには千葉県知事の許可だけで済みますが、千葉県で出た産廃を東京都の処分場に持ち込むとなると千葉県知事の許可と東京都知事の許可も必要となります。営業の範囲によって変わりますので、会社様によっては複数の県の許可が必要になるケースもあります。

あらかじめどこの自治体の許可が必要なのかを確認して下さい。

2、産廃の許可は具体的でなければなりません。

運転免許のようにそれを取ればどこでもOKというわけにはいきません。

どこで出る、どんな（木材とかガラスとか金属とか）産廃を、どこの処分場に持ち込むかを決めておかなければなりません。

3、申請の前に講習会の終了が前提。

申請の前に講習会に参加し、申請のときにその講習会の終了証のコピーを添付することになります。申し込みのお手伝いも行っております。

4、定款の事業目的に産業廃棄物収集運搬業が記載されていることが必要です。

申請の前に、事業目的「産業廃棄物処理業」を追加することをお勧めします。

②新たに収集運搬業を行おうとする場合以外に、既に許可を持っている個人業者が法人を設立した場合等も、新規の許可を受ける必要があります。

③収集した廃棄物を積替えるために一時的に保管する場合（積替え保管）は、その積替え保管場所を管轄する都道府県知事の許可が必要です。

積替え保管の場合、事前協議（産業廃棄物処理計画書等の提出）が必要になります。

④許可の有効期間は5年です。更新の申請は、許可期限日2～3ヶ月前までに行う必要があります。※更新の場合も講習を受ける必要があるので注意して下さい。

⑤許可を取得した後に、事業範囲を変更する時（取扱う産業廃棄物の種類の追加、処理方法の変更など）は、変更の許可申請を行う必要があります。

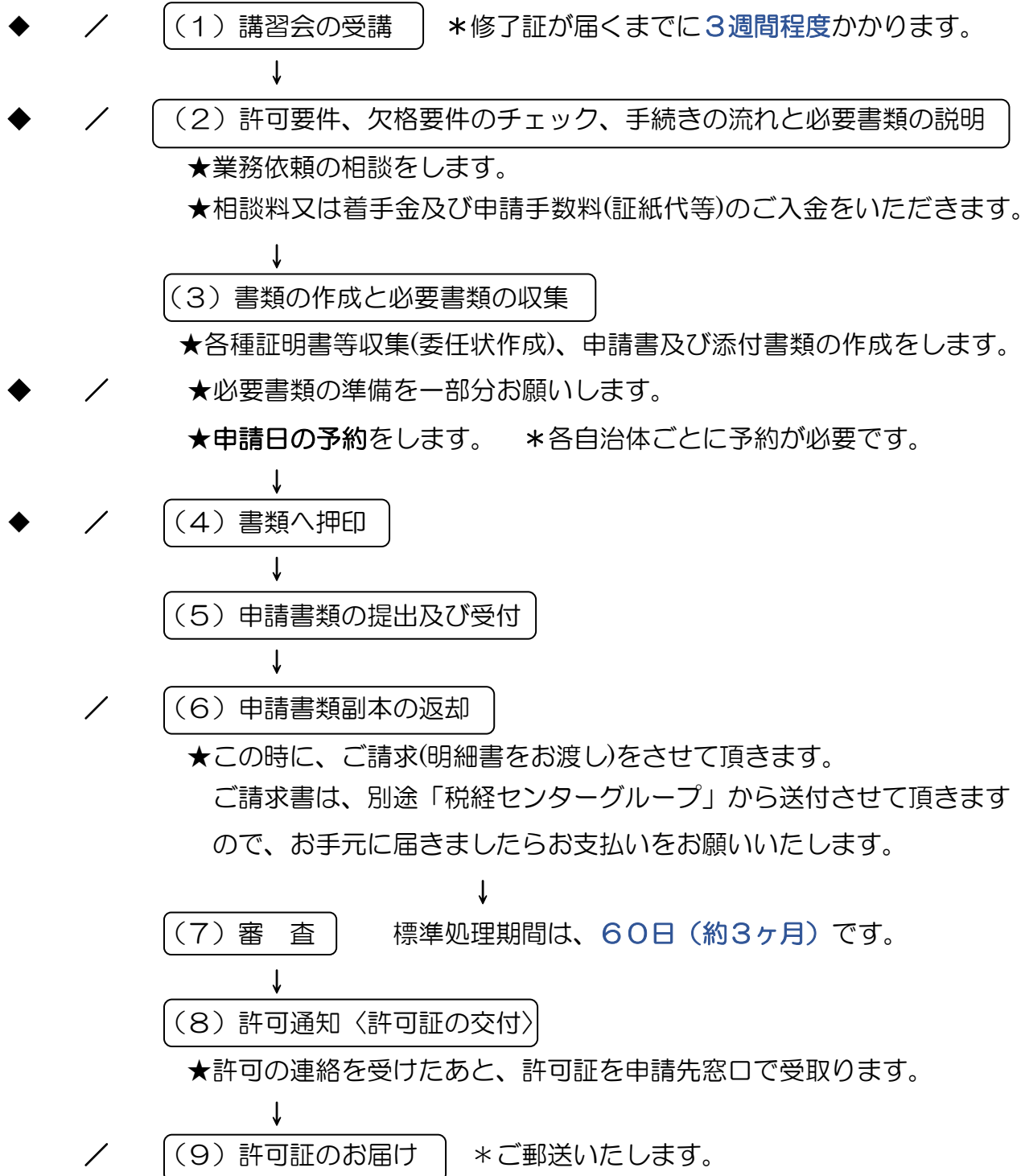
手続きのスケジュール

◆はお客様におこなっていただくと。

許可申請の書類準備から提出まで順調に進んで、許可がおりるまでに約4～5ヶ月かかります。講習会の受講の期間は含みません。各自治体において申請の予約が混み合っている場合は直ぐにできない可能性があります。

〔例：4/1にご依頼頂く～4月から5月末までに申請～8月下旬頃許可取得〕

日付



費用（積替え保管を含まない）

※費用の例

《産業廃棄物収集運搬業**新規許可**申請の場合》

当事務所への報酬	1自治体	120,000円（税抜き）
各種証明書交付手数料・交通費	概算	8,000円
許可申請手数料	1自治体	81,000円
合計		209,000円（税抜き）

《産業廃棄物収集運搬業許可**更新**申請の場合》

当事務所への報酬	1自治体	100,000円（税抜き）
各種証明書交付手数料・交通費	概算	8,000円
許可申請手数料	1自治体	73,000円
	東京都	（42,000円）
合計		181,000円（税抜き）

《産業廃棄物収集運搬業**事業範囲変更**申請の場合》

当事務所への報酬	1自治体	100,000円（税抜き）
各種証明書交付手数料・交通費	概算	8,000円
許可申請手数料	1自治体	71,000円
合計		179,000円（税抜き）

《産業廃棄物収集運搬業**変更(廃止)等届出**の場合》※変更事項により異なります。

当事務所への報酬	1自治体	20,000円～（税抜き）
各種証明書交付手数料・交通費	概算	3,000円
合計		23,000円～（税抜き）

*上記の金額は、1自治体へ申請する場合の費用です。

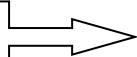
*当事務所の報酬は、相談、事前調査、各種証明書取得、書類作成、提出代行、許可証受領等のトータルサポートとなっております。

*報酬については、申請先自治体や要件等によって、値引き又は加算をさせていただきます。

また、複数の自治体へ申請する場合のお値引きもあります。

*別途、お見積りをさせていただきますので、ご確認ください。

申請する自治体


東京都 千葉県 埼玉県 茨城県 神奈川県
 _____自治体

許可の基準

〔1〕施設に係る基準

- 1. 運搬施設を有すること（運搬車、運搬容器等）。
産業廃棄物が飛散流出しないこと。悪臭が漏れるおそれのないこと。
- 2. 積替え施設を有する場合は、必要な措置を講じた施設であること。
産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと。悪臭が発散しないこと。

〔2〕申請者の能力に係る基準

1. 次のものが、業を行うに足りる技術的能力を有していること。
 - ア 法人の場合 役員又は政令使用人
 - イ 個人の場合 申請者又は政令使用人
→講習会（収集運搬課程）を受講し、修了証の交付を受けた者のことです。
2. 事業を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
事業において利益が計上されず、かつ、債務超過の状態にある場合。
債務超過とは、貸借対照表の**負債が資産を上回った**状態です。
※債務超過だからといって、必ずしも許可が取れないわけではありません。
追加資料を提出することによって、状況により許可が取れます。

申請者の欠格要件 ※申請者と法人の役員、株主、出資者、法定代理人、政令使用人も対象

- (一) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの
- (二) 禁錮以上の刑に処せられ、執行を終えてから5年を経過しないもの
- (三) 暴力団員等
- (四) 許可を取消され、その取消の日から5年を経過しないもの

参考

根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
都道府県の条例・規則（廃棄物の処理・再利用などに関するもの）

税経センターグループ

行政書士法人あさひ法務

≪連絡先≫ TEL 04-7164-0638 FAX 04-7166-4154